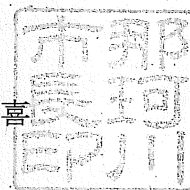


□□ 諮問書(写し)

31 那こ第 1271 号
令和元年 12 月 11 日

(仮称) 那珂川市子どもの権利条例
策定審議会会長 様

那珂川市長 武末 茂喜



諮問書

(仮称) 那珂川市子どもの権利条例策定審議会設置条例 (令和元年条例第 20 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき、条例の素案の作成について諮問します。

記

1 諮問理由

子どもへの虐待、子どもの貧困、学校における不登校、いじめなど、子どもに関する課題を解決するためには、地域社会において子どもの人権が尊重され、子ども自らが自己肯定感を持つとともに、他者に対する思いやりの心を持った豊かな人間性と社会性を有し、社会の一員として自立できるようになることが重要であると考えます。

また、次世代を担う子どもたちの育成には、子どもを取り巻く大人がそれぞれの立場から互いに協力・連携してサポートしていくことが必要不可欠です。

以上のことから、このことを市民全体で共有し、子どもや子育て家庭の支援にあたり、「なかがわの子どもたち」が健やかに成長し、自立できるよう、(仮称) 那珂川市子どもの権利条例の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

つきましては、条例の素案の作成にあたり、審議会におきまして多角的な視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

2 答申希望時期

令和 2 年 9 月

(事務担当 健康福祉部子ども応援課)